

令和8年 北秋田市議会第1回臨時会付議事件

- (1) 選挙第1号 議長の選挙
- (2) 選挙第2号 副議長の選挙
- (3) 議会運営委員会委員の選任について
- (4) 常任委員会委員の選任について
- (5) 選挙第3号 北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の選挙
- (6) 選挙第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- (7) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 北秋田市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- (8) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- (9) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号））
- (10) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和7年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- (11) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第5号））
- (12) 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第6号））
- (13) 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第5号））
- (14) 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和8年度北秋田市一般会計補正予算（第1号））
- (15) 議案第53号 令和8年度北秋田市一般会計補正予算（第2号）
- (16) 議案第54号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて(専決第 3 号 北秋田市市税条例の一部を改正する条例の制定について)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 83 号)、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第 44 号)が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 北秋田市市税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 31 日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市条例第 号

北秋田市市税条例の一部を改正する条例

北秋田市市税条例（平成17年北秋田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第77条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第77条の7第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第33条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「及び第35条の3の3第1項」を「並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第35条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第35条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶

養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第35条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第61条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第77条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第77条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第77条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第77条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第77条の4から第77条の9までを削る。

第79条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第84条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条第2項中「第77条第3項ただし書」を「第77条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用をうけないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附

則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第5条の4中「又は附則第18条第1項」を「、附則第17条の3第1項又は附則第18条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第5条の6中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2中「送付があった場合」の次に「（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）」を、「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とする。

附則第8条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」

に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第13条の2から第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の3第3項第2号、第14条の4第3項第2号及び第15条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第15条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」

に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第16条第5項第2号及び第17条第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第17条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第18条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第18条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第5条の6の改正規定及び附則第5条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第61条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正規定及び附則第15条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第17条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の北秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の北秋田市市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の北秋田市市税条例附則第5の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に

供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋

(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の北秋田市市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第15条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第17条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規

定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(北秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 北秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成26年北秋田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

(資料) 北秋田市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第45条、第45条の2若しくは第45条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条の4第1項(第46条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第65条_____、第80条第2項、第94条第1項若しくは第2項、第98条第2項、第101条又は第131条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第45条、第45条の2若しくは第45条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条の4第1項(第46条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第65条、<u>第77条の7第1項</u>、第80条第2項、第94条第1項若しくは第2項、第98条第2項、第101条又は第131条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第77条の7第1項の申告書</u>、第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第77条の7第1項の申告書</u>、第94条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係</p>

改正後	改正前
<p>る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略)</p>	<p>る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略)</p>
<p>(所得割の課税標準) 第32条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び_____第33条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略)</p>	<p>(所得割の課税標準) 第32条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第33条の9において「特定配当等」という。)) _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略)</p>
<p>(寄附金税額控除) 第33条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除) 第33条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項 _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(市民税の申告) 第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金</p>	<p>(市民税の申告) 第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金</p>

改正後	改正前
<p>額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定</p>	<p>額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項_____において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。) (合計所得金額が133万円以下であるものに限る。) の氏名</p>	<p>する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、 _____ 合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。) の氏名</p>
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>
6 (略)	6 (略)
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第35条の3の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第35条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的</u></p>
<p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p>	
<p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項</u></p>	

改正後	改正前
<p>第3号において同じ。) (退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に_____記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する</p>	<p>年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の氏名</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項__又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項__又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項__又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項__又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を</p>

改正後	改正前
<p>_____ことができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u> _____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理された時」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第61条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあっては30万円 _____、償却資産にあっては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第77条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p>	<p><u>提出</u>することができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u> _____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理された時」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第61条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地 _____ にあっては30万円、<u>家屋</u>にあっては<u>20万円</u>、償却資産にあっては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第77条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u> _____を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>その使用者に _____ 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第77条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第77条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
	<p>(環境性能割の課税標準)</p> <p>第77条の4 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第77条の5 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>（環境性能割の徴収の方法）</u></p> <p><u>第77条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割の申告納付）</u></p> <p><u>第77条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p><u>第77条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の減免）</u></p> <p><u>第77条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第82条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項</p>	<p><u>必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第80条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第82条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項</p>

改正後	改正前
<p>の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。</p> <p>3 軽自動車の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等がなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第85条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の<u>軽自動車税</u>の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第86条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。</p> <p>3 軽自動車の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等がなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第85条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の<u>種別割</u>の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第86条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の<u>軽自動車税</u>の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の<u>軽自動車税</u>の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がな</p>	<p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の<u>種別割</u>の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく前年度の<u>種別割</u>の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がな</p>

改正後	改正前
<p>いと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第77条の3又は<u>第77条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第77条の3又は<u>第77条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>いと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第77条の3又は<u>第77条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第77条の3又は<u>第77条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第5条の3</u> 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前</p>	<p>41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p><u>第5条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用をうけないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前</p>

改正後	改正前
<p>2条並びに附則第5条の3第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第17条の2第1項、<u>附則第17条の3第1項又は附則第18条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第5条の6 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に</p>	<p>2条並びに<u>附則第5条の3の2第1項</u>」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第5条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、<u>附則第17条の2第1項又は附則第18条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第5条の6 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に</p>

改正後	改正前
<p>係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項_____及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項</u>及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合_____には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

改正後	改正前
5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。	7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
	11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
11 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
13・14 (略)	14 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	15 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
第8条の3 (略)	16・17 (略)
2～6 (略)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる	第8条の3 (略)
	2～6 (略)
	7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる

改正後	改正前
<p>事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居宅安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p>	<p>事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居宅安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p>

改正後	改正前
<p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物___について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する</u></p>	<p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p>

改正後	改正前
<p>_____ 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者になっては、住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別</u></p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等の向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>	<p>_____ 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者になっては、住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別</u></p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等の向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由（<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>）</p> <p><u>第13条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第77条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第13条の3 市長は、当分の間、第77条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第13条の4 第77条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第13条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第13条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第77条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

改正後	改正前		
<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500</u></p>	第1号	100分の1	100分の0.5
	第2号	100分の2	100分の1
	第3号	100分の3	100分の2
	<p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第77条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する_____車</u>車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500</u></p>		

改正後	改正前
<p>円」とする。</p> <p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第83条及び第84条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>円」とする。</p> <p><u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指</u> <u>定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の</u> <u>翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900</u> <u>円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるの</u> <u>は「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項<u>までの</u>規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税<u>の種別割</u>に関する規定（第83条及び第84条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項<u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項<u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定</u></p>

改正後	改正前
<p>による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同</p>	<p>による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項<u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項<u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p>	<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>第17条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規</u></p>	

改正後	改正前
<p data-bbox="174 194 730 226"><u>定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p data-bbox="163 284 987 316">(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p data-bbox="120 328 320 360">第18条 (略)</p> <p data-bbox="120 373 1023 405">2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="147 418 320 450">(1) (略)</p> <p data-bbox="147 462 1120 836">(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p data-bbox="147 849 409 880">(3)～(5) (略)</p> <p data-bbox="147 938 1097 1002">(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p data-bbox="120 1015 383 1046">第18条の2 (略)</p> <p data-bbox="120 1059 1023 1091">2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="147 1104 320 1136">(1) (略)</p> <p data-bbox="147 1149 1120 1449">(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに<u>附則第5条第1項及び第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割</p>	<p data-bbox="1180 284 2004 316">(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p data-bbox="1137 328 1337 360">第18条 (略)</p> <p data-bbox="1137 373 2040 405">2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1164 418 1337 450">(1) (略)</p> <p data-bbox="1164 462 2136 836">(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p data-bbox="1164 849 1426 880">(3)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1164 938 2114 1002">(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p data-bbox="1137 1015 1400 1046">第18条の2 (略)</p> <p data-bbox="1137 1059 2040 1091">2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1164 1104 1337 1136">(1) (略)</p> <p data-bbox="1164 1149 2136 1449">(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに<u>附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割</p>

改正後	改正前
<p>の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の合計額と」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</p>	<p>の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の合計額と」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>

【承認第 2 号資料】 北秋田市市税条例の一部を改正する条例の概要

1. 公布された主な法令

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）
- ・ 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）
- ・ 地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 44 号）

2. 趣旨・目的

地方税法等の改正を踏まえ、所要の規定の整備を行うものである。

3. 主な改正概要

(1) 【軽自動車税】 環境性能割の廃止（施行日：令和 8 年 4 月 1 日）

令和 8 年度税制改正大綱により、軽自動車税環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止することが閣議決定されたことに伴う規定の見直しによる。

(2) 【固定資産税】 免税点の見直し（施行日：令和 9 年 4 月 1 日）※ 1

固定資産税について、家屋に係る免税点を 30 万円（現行：20 万円）に、償却資産に係る免税点を 180 万円（現行：150 万円）に引き上げる。

※ 1 令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(3) 【個人住民税】 暗号資産（仮想通貨）の申告分離課税化（施行日：金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日）

現在、総合課税（復興特別所得税等を除く所得税率（累進）と住民税率 10%の合計税率最大 55%）となっている暗号資産取引による所得について、申告分離課税（復興特別所得税等を除く所得税率 15%、住民税率 5%の合計税率 20%）へ移行する。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて(専決第 4 号 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 83 号)が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 31 日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市条例第 号

北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北秋田市国民健康保険税条例（平成17年北秋田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「加算した」の次に「額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第5条第1号中「第11条」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の5の見出し中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、「クまでに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項）」を「被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項）」に改め、「。以下この項において同じ。」を「）に限る。」に改め、「当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の北秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(資料) 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する<u>国民健康保険</u>の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する<u>国民健康保険</u>の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した__とする。_____</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月</p>

改正後	改正前
<p>までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第11条、<u>第9条の6</u>及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第11条、<u>第9条の6</u>及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 2万2,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第11条_____及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第11条_____及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 2万2,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(<u>18歳以上被保険者</u>_____に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第9条の5 (略)</p>	<p>(<u>国民健康保険の被保険者</u>に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第9条の5 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからクまでに掲げる額を減額して得た額(<u>当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからクまでに掲げる額を減額して得た額_____の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者お除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)の2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万4,560円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万4,700円</p> <p>(イ) 特定世帯 7,350円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1万1,025円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,750円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 2,625円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,900円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円</p>	<p>する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者お除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)の2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万4,560円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万4,700円</p> <p>(イ) 特定世帯 7,350円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1万1,025円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,750円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 2,625円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,900円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円</p>

改正後	改正前
<p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 770円</p>	<p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 770円</p>
<p>ク <u>18歳以上被保険者</u>に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円</p>	<p>ク <u>国民健康保険の被保険者</u>に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円</p>
<p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円</p> <p>(イ) 特定世帯 350円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 525円</p>	<p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円</p> <p>(イ) 特定世帯 350円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 525円</p>
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万400円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万400円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万500円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 7,875円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万500円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 7,875円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,500円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,500円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p>

改正後	改正前
<p>帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1,875円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 550円</p> <p>ク <u>18歳以上被保険者</u>に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円</p> <p>(イ) 特定世帯 250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 375円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円</p>	<p>帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1,875円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 550円</p> <p>ク <u>国民健康保険の被保険者</u>に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円</p> <p>(イ) 特定世帯 250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 375円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円</p>

改正後	改正前
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,200円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,300円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,000円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円</p> <p>(イ) 特定世帯 500円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 750円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,400円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 220円</p> <p>ク 18歳以上被保険者_____に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円</p> <p>(イ) 特定世帯 100円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 150円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,200円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,300円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,000円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円</p> <p>(イ) 特定世帯 500円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 750円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,400円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 220円</p> <p>ク <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額</u>の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円</p> <p>(イ) 特定世帯 100円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 150円</p>
2 (略)	2 (略)

改正後	改正前
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>

【承認第3号資料】 北秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1. 公布された法令

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）

2. 趣旨・目的

地方税法施行令の改正を踏まえ、所要の規定の整備を行うものである。

3. 改正概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援金に係る課税限度額を3万円とする。

区分	改定前	改定後	差額
基礎課税額	66万円	<u>67万円</u>	+1万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	増減なし
介護納付金課税額	17万円	17万円	増減なし
子ども・子育て支援金課税額	0万円	<u>3万円</u>	+3万円
合計	109万円	<u>113万円</u>	+4万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置の拡充

軽減措置について、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を56万円から57万円に引き上げる。

4. 施行期日

令和8年4月1日

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 令和 7 年度北秋田市一般会計
補正予算（第 16 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号）

令和8年3月31日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第5号

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号）

令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,945,922千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月31日 専決

北秋田市長 津谷永光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		392,471	1,949	394,420
	1 地方揮発油譲与税	58,308	△3,061	55,247
	2 自動車重量譲与税	191,336	△7,770	183,566
	3 航空機燃料譲与税	11,918	△922	10,996
	4 森林環境譲与税	130,909	13,702	144,611
3 利子割交付金		1,754	2,982	4,736
	1 利子割交付金	1,754	2,982	4,736
4 配当割交付金		8,731	2,116	10,847
	1 配当割交付金	8,731	2,116	10,847
5 株式等譲渡所得割交付金		13,951	5,489	19,440
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,951	5,489	19,440
7 地方消費税交付金		833,389	14,906	848,295
	1 地方消費税交付金	833,389	14,906	848,295
8 ゴルフ場利用税交付金		6,306	△1,671	4,635
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,306	△1,671	4,635
9 環境性能割交付金		20,537	△2,559	17,978
	1 環境性能割交付金	20,537	△2,559	17,978
11 地方交付税		10,874,730	903,202	11,777,932

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	10,874,730	903,202	11,777,932
12 交通安全対策特別交付金		2,076	140	2,216
	1 交通安全対策特別交付金	2,076	140	2,216
15 国庫支出金		3,688,354	62,940	3,751,294
	1 国庫負担金	1,704,672	△19,819	1,684,853
	2 国庫補助金	1,977,139	82,759	2,059,898
16 県支出金		2,412,172	622,016	3,034,188
	2 県補助金	1,527,830	623,767	2,151,597
	3 県委託金	148,897	△1,751	147,146
17 財産収入		103,172	12,805	115,977
	2 財産売却収入	25,785	12,805	38,590
19 繰入金		1,535,223	△1,062,753	472,470
	2 基金繰入金	1,458,405	△1,062,753	395,652
21 諸収入		975,449	1,111	976,560
	5 雑収入	704,500	1,111	705,611
22 市債		2,533,600	△665,700	1,867,900
	1 市債	2,533,600	△665,700	1,867,900
歳入	合計	30,048,949	△103,027	29,945,922

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,724,544	△3,369	3,721,175
	1 総務管理費	3,272,653	△3,369	3,269,284
3 民生費		6,917,560	△53,514	6,864,046
	1 社会福祉費	4,272,618	△46,261	4,226,357
	2 児童福祉費	2,065,665	△7,253	2,058,412
4 衛生費		2,673,708	△1,470	2,672,238
	1 保健費	423,927	△960	422,967
	5 病院費	1,125,290	△510	1,124,780
6 農林水産業費		1,351,624	△93,385	1,258,239
	1 農業費	825,013	△2,000	823,013
	2 林業費	525,461	△91,385	434,076
7 商工費		2,100,476	0	2,100,476
	1 商工費	2,100,476	0	2,100,476
8 土木費		3,219,514	△40,471	3,179,043
	2 道路橋りょう費	2,023,982	△40,431	1,983,551
	3 河川費	27,000	△40	26,960
	4 都市計画費	90,257	0	90,257
	5 住宅費	234,786	0	234,786

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9	消 防 費	1,217,865	△1,656	1,216,209
	1 消 防 費	1,217,865	△1,656	1,216,209
10	教 育 費	2,249,880	△14,797	2,235,083
	1 教 育 総 務 費	514,091	△2,010	512,081
	2 小 学 校 費	248,974	△6,876	242,098
	3 中 学 校 費	148,112	△4,085	144,027
	4 義 務 教 育 学 校 費	31,187	△400	30,787
	5 社 会 教 育 費	733,860	△546	733,314
	6 保 健 体 育 費	573,656	△880	572,776
11	災 害 復 旧 費	3,150,441	△86,377	3,064,064
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,838,894	△12,734	1,826,160
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,045,611	△73,643	971,968
	5 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	135,981	0	135,981
	6 その他公共施設公用施設災害復旧費	69,521	0	69,521
12	公 債 費	2,858,980	△929	2,858,051
	1 公 債 費	2,858,980	△929	2,858,051
13	諸 支 出 金	340,158	192,941	533,099
	2 基 金 費	323,203	192,941	516,144
	歳 出 合 計	30,048,949	△103,027	29,945,922

第 2 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
秋田内陸縦貫鉄道高校生等 通学定期補助事業	千円 9,100	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができる。	千円 6,400	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
秋田内陸線災害復旧事業	5,800	〃	〃	〃	5,300	〃	〃	〃
電気自動車整備事業	2,500	〃	〃	〃	2,000	〃	〃	〃
保健センター照明設備LED化事業	7,600	〃	〃	〃	6,700	〃	〃	〃
農地中間管理機構関連ほ場整備事業	7,400	〃	〃	〃	5,300	〃	〃	〃
ため池等整備事業	3,500	〃	〃	〃	3,400	〃	〃	〃
高能率生産団地路網整備事業	47,500	〃	〃	〃	43,700	〃	〃	〃
局所防災事業	7,500	〃	〃	〃	6,600	〃	〃	〃
林道橋長寿命化事業	20,000	〃	〃	〃	14,400	〃	〃	〃
固定資産取得費助成事業	48,000	〃	〃	〃	33,500	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	102,100	〃	〃	〃	101,900	〃	〃	〃
道路改良事業	120,200	〃	〃	〃	116,000	〃	〃	〃
橋梁補修事業	213,100	〃	〃	〃	201,900	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業	54,200	〃	〃	〃	37,800	〃	〃	〃
緊急浚渫推進事業	19,200	〃	〃	〃	19,100	〃	〃	〃
県総合防災情報システム整備事業	12,000	〃	〃	〃	10,300	〃	〃	〃
消防団積載車整備事業	8,700	〃	〃	〃	8,100	〃	〃	〃
消防団小型動力ポンプ整備事業	2,600	〃	〃	〃	2,100	〃	〃	〃
鷹巣中学校体育館改築事業	36,100	〃	〃	〃	33,600	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
南部給食センター設備整備事業	10,900	〃	〃	〃	10,700	〃	〃	〃
学校施設環境改善交付金事業	31,400	〃	〃	〃	25,100	〃	〃	〃
文化会館外壁改修事業	142,000	〃	〃	〃	139,300	〃	〃	〃
文化会館照明設備LED化事業	9,200	〃	〃	〃	8,900	〃	〃	〃
湯口内スキー場施設解体事業	1,300	〃	〃	〃	900	〃	〃	〃
鷹巣陸上競技場改修事業	18,700	〃	〃	〃	18,200	〃	〃	〃
公共土木施設災害復旧事業	276,900	〃	〃	〃	246,900	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業	112,000	〃	〃	〃	10,500	〃	〃	〃
農地農業用施設災害復旧事業	469,300	〃	〃	〃	22,100	〃	〃	〃
伊勢堂岱遺跡災害復旧事業	32,300	〃	〃	〃	31,700	〃	〃	〃
その他公共施設公用施設災害復旧事業	62,800	〃	〃	〃	60,300	〃	〃	〃

廃 止

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 事 業	千円 1,500	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金につ て、利率の見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換え することができる。
ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	1,500	〃	〃	〃
障害者住宅整備資金貸付事業	1,500	〃	〃	〃

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	392,471	1,949	394,420
3 利子割交付金	1,754	2,982	4,736
4 配当割交付金	8,731	2,116	10,847
5 株式等譲渡所得割交付金	13,951	5,489	19,440
7 地方消費税交付金	833,389	14,906	848,295
8 ゴルフ場利用税交付金	6,306	△1,671	4,635
9 環境性能割交付金	20,537	△2,559	17,978
11 地方交付税	10,874,730	903,202	11,777,932
12 交通安全対策特別交付金	2,076	140	2,216
15 国庫支出金	3,688,354	62,940	3,751,294
16 県支出金	2,412,172	622,016	3,034,188
17 財産収入	103,172	12,805	115,977
19 繰入金	1,535,223	△1,062,753	472,470
21 諸収入	975,449	1,111	976,560
22 市債	2,533,600	△665,700	1,867,900
歳入合計	30,048,949	△103,027	29,945,922

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,724,544	△3,369	3,721,175	△77	△3,700		408
3 民生費	6,917,560	△53,514	6,864,046	△56,080	△4,500		7,066
4 衛生費	2,673,708	△1,470	2,672,238	165	△900		△735
6 農林水産業費	1,351,624	△93,385	1,258,239	△19,135	△12,500	△58,251	△3,499
7 商工費	2,100,476	0	2,100,476	16,490	△14,500	△2,223	233
8 土木費	3,219,514	△40,471	3,179,043	101,616	△15,700		△126,387
9 消防費	1,217,865	△1,656	1,216,209	81	△2,800	△328	1,391
10 教育費	2,249,880	△14,797	2,235,083	△2,413	△12,900	△120	636
11 災害復旧費	3,150,441	△86,377	3,064,064	639,600	△598,200		△127,777
12 公債費	2,858,980	△929	2,858,051				△929
13 諸支出金	340,158	192,941	533,099				192,941
歳出合計	30,048,949	△103,027	29,945,922	680,247	△665,700	△60,922	△56,652

2 歳 入

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方揮発油譲与税	58,308	△3,061	55,247	1. 地方揮発油譲与税	△3,061	地方揮発油譲与税 △3,061
計	58,308	△3,061	55,247			

2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	191,336	△7,770	183,566	1. 自動車重量譲与税	△7,770	自動車重量譲与税 △7,770
計	191,336	△7,770	183,566			

2 款 地方譲与税

3 項 航空機燃料譲与税

1. 航空機燃料譲与税	11,918	△922	10,996	1. 航空機燃料譲与税	△922	航空機燃料譲与税 △922
計	11,918	△922	10,996			

2 款 地方譲与税

4 項 森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税	130,909	13,702	144,611	1. 森林環境譲与税	13,702	森林環境譲与税 13,702
計	130,909	13,702	144,611			

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

1. 利子割交付金	1,754	2,982	4,736	1. 利子割交付金	2,982	利子割交付金 2,982
計	1,754	2,982	4,736			

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

1. 配当割交付金	8,731	2,116	10,847	1. 配当割交付金	2,116	配当割交付金 2,116
計	8,731	2,116	10,847			

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	13,951	5,489	19,440	1. 株式等譲渡所得割交付金	5,489	株式等譲渡所得割交付金 5,489
計	13,951	5,489	19,440			

7款 地方消費税交付金

1項 地方消費税交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方消費税交付金	833,389	14,906	848,295	1. 地方消費税交付金	14,906	地方消費税交付金 14,906
計	833,389	14,906	848,295			

8款 ゴルフ場利用税交付金

1項 ゴルフ場利用税交付金

1. ゴルフ場利用税交付金	6,306	△1,671	4,635	1. ゴルフ場利用税交付金	△1,671	ゴルフ場利用税交付金 △1,671
計	6,306	△1,671	4,635			

9款 環境性能割交付金

1項 環境性能割交付金

1. 環境性能割交付金	20,537	△2,559	17,978	1. 環境性能割交付金	△2,559	環境性能割交付金 △2,559
計	20,537	△2,559	17,978			

11款 地方交付税

1項 地方交付税

1. 地方交付税	10,874,730	903,202	11,777,932	1. 地方交付税	903,202	特別交付税 903,202
計	10,874,730	903,202	11,777,932			

12款 交通安全対策特別交付金

1項 交通安全対策特別交付金

1. 交通安全対策特別交付金	2,076	140	2,216	1. 交通安全対策特別交付金	140	交通安全対策特別交付金 140
計	2,076	140	2,216			

15款 国庫支出金

1項 国庫負担金

3. 災害復旧費国庫負担金	333,984	△19,819	314,165	1. 公共土木施設災害復旧事業負担金	△19,819	公共土木施設災害復旧事業負担金 △19,819
計	1,704,672	△19,819	1,684,853			

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	808,768	△22,607	786,161	1. 総務管理費補助金	△22,607	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △22,607
2. 民生費国庫補助金	539,771	△16,730	523,041	2. 児童福祉費補助金	△16,730	子どものための教育・保育給付金 △10,977 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 △5,753
5. 土木費国庫補助金	440,524	101,616	542,140	1. 道路橋りょう費補助金	104,388	防災・安全交付金 15,388 臨時道路除雪事業費補助金 89,000
				3. 都市計画費補助金	△2,772	コンパクトシティ形成支援事業補助金 △2,772
7. 教育費国庫補助金	108,778	△520	108,258	1. 学校教育費補助金	△520	要保護児童生徒援助費補助金 △91 特別支援教育就学奨励費補助金 △271 学校施設環境改善交付金 △158
8. 災害復旧費国庫補助金	0	21,000	21,000	1. 災害復旧事業査定設計委託費等補助金	21,000	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 21,000
計	1,977,139	82,759	2,059,898			

16款 県支出金

2項 県補助金

2. 民生費県補助金	263,156	△1,164	261,992	1. 社会福祉費補助金	△3,893	障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 △1,220 灯油購入費助成事業費補助金 △2,673
				2. 老人福祉費補助金	2,729	介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 2,729
4. 農林水産業費県補助金	328,287	△18,056	310,231	2. 林業費補助金	△18,056	森林整備事業費補助金 △12,005 林道点検診断・保全整備事業補助金 △6,747 指定管理鳥獣対策事業交付金 696
8. 教育費県補助金	5,360	△141	5,219	1. 学校教育費補助金	△141	校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 △141
9. 災害復旧費県補助金	868,000	643,128	1,511,128	1. 公共土木施設災害復旧費補助金	△11,722	局所がけ崩れ対策事業補助金 △11,722
				2. 農林水産業施設災害復旧費補助金	654,850	農地農業用施設災害復旧費補助金 560,674 林業施設災害復旧費補助金 94,176

16款 県支出金

2項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,527,830	623,767	2,151,597			

16款 県支出金

3項 県委託金

4. 教育費委託金	3,684	△1,751	1,933	1. 学校教育費委託金	△1,751	いのちの教育あったかエリア事業委託金 秋田型部活動支援事業委託金	△80 △1,671
計	148,897	△1,751	147,146				

17款 財産収入

2項 財産売払収入

1. 不動産売払収入	19,588	12,805	32,393	1. 不動産売払収入	12,805	立木売払収入	12,805
計	25,785	12,805	38,590				

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	991,369	△991,369	0	1. 財政調整基金繰入金	△991,369	財政調整基金繰入金	△991,369
2. 森林経営管理基金繰入金	83,581	△71,384	12,197	1. 森林経営管理基金繰入金	△71,384	森林経営管理基金繰入金	△71,384
計	1,458,405	△1,062,753	395,652				

21款 諸収入

5項 雑入

3. 雑入	704,498	1,111	705,609	1. 雑入	1,111	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 消防広域応援交付金 スポーツ振興くじ助成金	△2,223 3,454 △120
計	704,500	1,111	705,611				

22款 市債

1項 市債

1. 総務債	110,000	△3,700	106,300	1. 過疎対策事業債	△2,700	過疎対策事業債	△2,700
				2. 脱炭素化推進事業債	△500	脱炭素化推進事業債	△500
				3. 秋田内陸線災害復旧事業債	△500	秋田内陸線災害復旧事業債	△500

22款 市債

1項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	4,500	△4,500	0	1. 高齢者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				2. ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				3. 障害者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
3. 衛生債	144,200	△900	143,300	2. 脱炭素化推進事業債	△900	脱炭素化推進事業債 △900
4. 農林水産業債	93,100	△12,500	80,600	1. 過疎対策事業債	△9,400	過疎対策事業債 △9,400
				2. 辺地対策事業債	△2,100	辺地対策事業債 △2,100
				3. 公共事業等債	△100	公共事業等債 △100
				5. 緊急自然災害防止対策事業債	△900	緊急自然災害防止対策事業債 △900
5. 商工債	214,600	△14,500	200,100	1. 過疎対策事業債	△14,500	過疎対策事業債 △14,500
6. 土木債	593,500	△32,100	561,400	1. 公営住宅建設事業債	△200	公営住宅建設事業債 △200
				2. 過疎対策事業債	△15,400	過疎対策事業債 △15,400
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	△16,400	緊急自然災害防止対策事業債 △16,400
				5. 緊急浚渫推進事業債	△100	緊急浚渫推進事業債 △100
				2. 緊急防災・減災事業債	△2,800	緊急防災・減災事業債 △2,800
7. 消防債	106,100	△2,800	103,300	2. 緊急防災・減災事業債	△2,800	緊急防災・減災事業債 △2,800
				1. 過疎対策事業債	△5,900	過疎対策事業債 △5,900
				2. 学校教育施設等整備事業債	△6,300	学校教育施設等整備事業債 △6,300
				3. 脱炭素化推進事業債	△300	脱炭素化推進事業債 △300
8. 教育債	249,600	△12,900	236,700	5. 公共施設等適正管理推進事業債	△400	公共施設等適正管理推進事業債 △400

22款 市債

1項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9. 災害復旧事業債	1,018,000	△581,800	436,200	1. 林業施設災害復旧事業債	△101,500	林業施設災害復旧事業債 △101,500
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	△30,000	公共土木施設災害復旧事業債 △30,000
				4. 農地農業用施設災害復旧事業債	△447,200	農地農業用施設災害復旧事業債 △447,200
				5. 文教施設災害復旧事業債	△600	社会教育施設災害復旧事業債 △600
				7. その他公共施設公用施設災害復旧事業債	△2,500	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △2,500
計	2,533,600	△665,700	1,867,900			
歳入合計	30,048,949	△103,027	29,945,922			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6. 財産管理費	177,160	△127	177,033		△500		373	17. 備品購入費	△127	公用車	△127
11. 秋田内陸線 対策費	164,192	△3,242	160,950		△3,200		△42	18. 負担金、補助 及び交付金	△3,242	秋田内陸縦貫鉄道災害復旧支援事業費補助金 秋田内陸縦貫鉄道高校生等通学定期補助金	△501 △2,741
18. 防犯対策費	8,973	0	8,973	△77			77				
計	3,272,653	△3,369	3,269,284	△77	△3,700		408				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総 務費	473,927	△36,899	437,028	△34,146			△2,753	1. 報酬	△279	会計年度任用職員報酬	△279
								3. 職員手当等	△653	期末手当 勤勉手当	△355 △298
								8. 旅費	△105	費用弁償	△105
								10. 需用費	△601	消耗品費 印刷製本費	△115 △486
								11. 役務費	△1,834	通信運搬費 手数料	△1,294 △540
								12. 委託料	△788	システム改修委託	△788
								13. 使用料及び 賃借料	△123	コピー使用料 印刷機借上料	△59 △64
								19. 扶助費	△32,516	扶助費	△32,516
2. 老人福祉費	1,243,498	△1,500	1,241,998	655	△1,500		△655	20. 貸付金	△1,500	高齢者住宅整備資金貸付金	△1,500
3. 障害者福祉 費	1,399,334	△7,862	1,391,472	△5,911	△1,500		△451	18. 負担金、補助 及び交付金	△6,362	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金	△6,362
								20. 貸付金	△1,500	障害者住宅整備資金貸付金	△1,500
計	4,272,618	△46,261	4,226,357	△39,402	△3,000		△3,859				

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2. 児童措置費	1,393,727	△5,753	1,387,974	△16,678			10,925	3. 職員手当等	△235	休日勤務手当	△235
----------	-----------	--------	-----------	---------	--	--	--------	----------	------	--------	------

3款 民生費

2項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							10. 需用費	△26	印刷製本費	△26
							11. 役務費	△372	通信運搬費 手数料	△298 △74
							19. 扶助費	△5,120	扶助費	△5,120
3. 母子父子福祉費	11,588	△1,500	10,088		△1,500		20. 貸付金	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金	△1,500
計	2,065,665	△7,253	2,058,412	△16,678	△1,500	10,925				

4款 衛生費

1項 保健費

1. 保健総務費	216,961	△960	216,001		△900	△60	14. 工事請負費	△960	工事請負費	△960
計	423,927	△960	422,967		△900	△60				

4款 衛生費

5項 病院費

1. 病院事業費	903,561	0	903,561	165		△165				
2. 診療所費	221,729	△510	221,219			△510	27. 繰出金	△510	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金	△170
									阿仁診療所特別会計繰出金	△170
									米内沢診療所特別会計繰出金	△170
計	1,125,290	△510	1,124,780	165		△675				

6款 農林水産業費

1項 農業費

5. 畜産業費	47,756	0	47,756	△1,079		1,079				
6. 農地費	312,744	△2,000	310,744		△2,200	200	18. 負担金、補助及び交付金	△2,000	農地中間管理機構関連ほ場整備事業負担金	△2,000
計	825,013	△2,000	823,013	△1,079	△2,200	1,279				

6款 農林水産業費

2項 林業費

2. 林業振興費	397,560	△74,007	323,553	△6,051	△10,300	△71,056	13,400	1. 報酬	△108	会計年度任用職員報酬	△108
								3. 職員手当等	△17	期末手当	△9
										勤勉手当	△8
								7. 報償費	△3	報償品	△3

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
							8. 旅費	△208	職員旅費	△208	
							10. 需用費	△34	消耗品費	△34	
							11. 役務費	△14	通信運搬費	△14	
							12. 委託料	△29,701	林道敷地伐開委託	△3,696	
									測量設計委託	△1,034	
									林道橋梁補修設計委託	△11,921	
									森林経営管理委託	△11,433	
									植林委託	△167	
									慶祝公園環境保全委託	△45	
									森林・林業地域連携委託	△415	
									林内路網整備委託	△990	
							13. 使用料及び 賃借料	△143	自動車借上料	△143	
							14. 工事請負費	△15,449	工事請負費	△15,449	
							18. 負担金、補助 及び交付金	△28,330	森林情報デジタル化推進事業負担金	△2	
									北秋田市民有林造林事業費補助金	△23,046	
									林業大学校研修生給付金	△133	
									林業従事者人材確保対策補助金	△974	
									作業道等維持管理事業費補助金	△3,949	
									林道維持管理補助金	△226	
3. 造林費	64,161	△17,378	46,783	△12,005		12,805	△18,178	11. 役務費	△103	保険料	△103
								12. 委託料	△16,670	市有林等造林事業委託	△16,670
								18. 負担金、補助 及び交付金	△605	分収金	△605
計	525,461	△91,385	434,076	△18,056	△10,300	△58,251	△4,778				

7 款 商工費

1 項 商工費

2. 商工振興費	1,112,170	0	1,112,170	14,516		△2,223	△12,293				
4. 企業誘致対 策費	58,879	0	58,879		△14,500		14,500				

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5. 観光費	269,764	0	269,764	1,977			△1,977			
6. 観光施設費	425,222	0	425,222	△3			3			
計	2,100,476	0	2,100,476	16,490	△14,500	△2,223	233			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2. 道路維持費	1,158,302	0	1,158,302	104,388			△104,388				
3. 道路新設改良費	136,547	△960	135,587		△4,200		3,240	12. 委託料	△617	設計委託	△617
								14. 工事請負費	△343	工事請負費	△343
4. 防災対策事業費	707,814	△39,471	668,343		△11,200		△28,271	12. 委託料	△8,241	橋梁補修工事委託	△6,039
								14. 工事請負費	△31,230	道路施設点検委託	△2,202
計	2,023,982	△40,431	1,983,551	104,388	△15,400		△129,419				

8 款 土木費

3 項 河川費

1. 河川維持費	25,000	△40	24,960		△100		60	14. 工事請負費	△40	工事請負費	△40
計	27,000	△40	26,960		△100		60				

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	62,588	0	62,588	△2,772			2,772			
計	90,257	0	90,257	△2,772			2,772			

8 款 土木費

5 項 住宅費

3. 住宅建設費	151,421	0	151,421		△200		200			
計	234,786	0	234,786		△200		200			

9 款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	1,035,394	0	1,035,394			△328	328			
2. 非常備消防費	77,981	0	77,981		△1,100		1,100			

9款 消防費

1項 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5. 災害対策費	68,519	△1,656	66,863	81	△1,700		△37	18. 負担金、補助及び交付金	△1,656	秋田県総合防災情報システム整備事業負担金 △1,656
計	1,217,865	△1,656	1,216,209	81	△2,800	△328	1,391			

10款 教育費

1項 教育総務費

3. 教育センター費	6,430	△303	6,127	△221			△82	1. 報酬	△107	会計年度任用職員報酬	△107
								3. 職員手当等	△104	期末手当 勤勉手当	△37 △67
								7. 報償費	△31	謝礼	△31
								8. 旅費	△8	職員旅費	△8
								10. 需用費	△8	消耗品費	△8
								13. 使用料及び賃借料	△45	施設・建物等使用料	△45
5. 教育助成費	118,639	△1,707	116,932	△1,671			△36	7. 報償費	△1,215	謝礼	△1,215
								8. 旅費	△15	費用弁償	△15
								11. 役務費	△7	保険料	△7
								13. 使用料及び賃借料	△470	自動車借上料	△470
計	514,091	△2,010	512,081	△1,892			△118				

10款 教育費

2項 小学校費

1. 学校管理費	84,028	△4,536	79,492	△158	△6,300		1,922	12. 委託料	△543	清鷹小特別教室等エアコン設置工事設計委託 △294 米内沢小特別教室等エアコン設置工事設計委託 △249	
								14. 工事請負費	△3,993	工事請負費	△3,993
3. 教育振興費	12,057	△2,340	9,717	△155			△2,185	19. 扶助費	△2,340	扶助費	△2,340
計	248,974	△6,876	242,098	△313	△6,300		△263				

10款 教育費

3項 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	50,388	△2,598	47,790		△2,500		△98	12. 委託料	△2,598	鷹巣中体育館改築工事設計委託 △2,266 アスベスト調査委託 △16 解体設計委託 △19 地質調査委託 △297
3. 教育振興費	9,877	△1,487	8,390	△152			△1,335	19. 扶助費	△1,487	扶助費 △1,487
計	148,112	△4,085	144,027	△152	△2,500		△1,433			

10款 教育費

4項 義務教育学校費

3. 教育振興費	2,750	△400	2,350	△55			△345	19. 扶助費	△400	扶助費 △400
計	31,187	△400	30,787	△55			△345			

10款 教育費

5項 社会教育費

2. 文化振興費	140,341	0	140,341	△1			1			
4. 文化会館費	224,663	△546	224,117		△3,000		2,454	12. 委託料	△171	文化会館外壁改修工事変更設計委託 △171
								14. 工事請負費	△375	工事請負費 △375
計	733,860	△546	733,314	△1	△3,000		2,455			

10款 教育費

6項 保健体育費

3. 保健体育施設費	95,648	△880	94,768		△900	△120	140	12. 委託料	△880	アスベスト調査委託 △880
4. 学校給食費	353,318	0	353,318		△200		200			
計	573,656	△880	572,776		△1,100	△120	340			

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	1,463,478	0	1,463,478	560,674	△447,200		△113,474			
2. 林業施設災害復旧費	375,416	△12,734	362,682	94,176	△101,500		△5,410	13. 使用料及び賃借料	△3,678	作業用機械借上料 △3,678
								14. 工事請負費	△8,154	工事請負費 △8,154
								15. 原材料費	△902	建設資材 △902

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	1,838,894	△12,734	1,826,160	654,850	△548,700		△118,884			

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	1,042,311	△73,643	968,668	△15,250	△46,400		△11,993	14. 工事請負費	△73,643	工事請負費	△73,643
計	1,045,611	△73,643	971,968	△15,250	△46,400		△11,993				

11款 災害復旧費

5項 文教施設災害復旧費

2. 社会教育施設災害復旧費	111,699	0	111,699		△600		600				
計	135,981	0	135,981		△600		600				

11款 災害復旧費

6項 その他公共施設公用施設災害復旧費

1. その他公共施設公用施設災害復旧費	69,521	0	69,521		△2,500		2,500				
計	69,521	0	69,521		△2,500		2,500				

12款 公債費

1項 公債費

1. 元金	2,765,125	△100	2,765,025				△100	22. 償還金、利子及び割引料	△100	長期債元金	△100
2. 利子	91,482	△121	91,361				△121	22. 償還金、利子及び割引料	△121	長期債利子 一時借入金利子	△106 △15
3. 公債諸費	2,373	△708	1,665				△708	21. 補償、補填及び賠償金	△708	補償費	△708
計	2,858,980	△929	2,858,051				△929				

13款 諸支出金

2項 基金費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 財政調整基金費	308,277	192,941	501,218				192,941	24. 積立金	192,941	財政調整基金積立金	192,941
計	323,203	192,941	516,144				192,941				
歳出合計	30,048,949	△103,027	29,945,922	680,247	△665,700	△60,922	△56,652				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(391) 437	520,354	1,719,088	1,268,081	3,507,523	772,098	4,279,621	常勤職員 403人
補 正 前	(391) 437	520,848	1,719,088	1,269,090	3,509,026	772,098	4,281,124	
比 較	(0) 0	△ 494	0	△ 1,009	△ 1,503	0	△ 1,503	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	49,294	890	22,993	29,632	9,888	141,238	168	2,664	8,200
	補 正 前	49,294	890	22,993	29,632	9,888	141,238	168	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	24,320	42,491	467,761	392,887	30,600	44,695	360		
	補 正 前	24,555	42,491	468,162	393,260	30,600	44,695	360		
	比 較	△ 235	0	△ 401	△ 373	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(15) 403	0	1,628,660	1,066,726	2,695,386	715,085	3,410,471	
補正前	(15) 403	0	1,628,660	1,066,961	2,695,621	715,085	3,410,706	
比 較	(0) 0	0	0	△ 235	△ 235	0	△ 235	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	49,294	890	22,993	28,164	9,888	119,184	22	2,664	8,200
	補正前	49,294	890	22,993	28,164	9,888	119,184	22	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	24,320	42,491	372,282	312,749	30,600	42,625	360		
	補正前	24,555	42,491	372,282	312,749	30,600	42,625	360		
	比 較	△ 235	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(376) 34	520,354	90,428	201,355	812,137	57,013	869,150	
補正前	(376) 34	520,848	90,428	202,129	813,405	57,013	870,418	
比 較	(0) 0	△ 494	0	△ 774	△ 1,268	0	△ 1,268	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	1,468	0	22,054	146	0	0
	補正前	0	0	0	1,468	0	22,054	146	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	0	0	95,479	80,138	0	2,070	0		
	補正前	0	0	95,880	80,511	0	2,070	0		
	比 較	0	0	△ 401	△ 373	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 0 0
職員手当等	△ 1,009	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 1,009	退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 △ 235 △ 774

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
18	2	1	6	財産管理費	地方債	△500	15	22	1	1	総務債	脱炭素化推進事業債 △500
18	2	1	11	秋田内陸線対策費	地方債	△3,200	15	22	1	1	総務債	過疎対策事業債 △2,700
							15	22	1	1	総務債	秋田内陸線災害復旧事業債 △500
18	2	1	18	防犯対策費	国県支出金	△77	-	16	2	1	総務費国庫補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △77 (0のうち)
18	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	△34,146	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △31,473 (△22,607のうち)
							14	16	2	2	民生費国庫補助金	灯油購入費助成事業費補助金 △2,673
18	3	1	2	老人福祉費	国県支出金	655	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △2,074 (△22,607のうち)
					地方債	△1,500	16	22	1	2	民生債	介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 2,729
							16	22	1	2	民生債	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
18	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	△5,911	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △4,691 (△22,607のうち)
					地方債	△1,500	14	16	2	2	民生費国庫補助金	障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 △1,220
							16	22	1	2	民生債	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
18	3	2	2	児童措置費	国県支出金	△16,678	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 52 (△22,607のうち)
							14	15	2	2	民生費国庫補助金	子どものための教育・保育給付金 △10,977
												物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 △5,753
19	3	2	3	母子父子福祉費	地方債	△1,500	16	22	1	2	民生債	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
19	4	1	1	保健総務費	地方債	△900	16	22	1	3	衛生債	脱炭素化推進事業債 △900
19	4	5	1	病院事業費	国県支出金	165	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 165 (△22,607のうち)
19	6	1	5	畜産業費	国県支出金	△1,079	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △1,079 (△22,607のうち)
19	6	1	6	農地費	地方債	△2,200	16	22	1	4	農林水産業債	辺地対策事業債 △2,100 公共事業等債 △100
19	6	2	2	林業振興費	国県支出金	△6,051	14	16	2	4	農林水産業費国庫補助金	林道点検診断・保全整備事業補助金 △6,747 指定管理鳥獣対策事業交付金 696
					地方債	△10,300	16	22	1	4	農林水産業債	過疎対策事業債 △9,400 緊急自然災害防止対策事業債 △900
					その他	△71,056	15	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △71,056 (△71,384のうち)
20	6	2	3	造林費	国県支出金	△12,005	14	16	2	4	農林水産業費国庫補助金	森林整備事業費補助金 △12,005
					その他	12,805	15	17	2	1	不動産売払収入	立木売払収入 12,805
20	7	1	2	商工振興費	国県支出金	14,516	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 14,516 (△22,607のうち)
					その他	△2,223	15	21	5	3	雑入	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 △2,223

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
20	7	1	4	企業誘致対策費	地方債	△14,500	16	22	1	5	商工債	過疎対策事業債 △14,500
21	7	1	5	観光費	国県支出金	1,977	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,977 (△22,607のうち)
21	7	1	6	観光施設費	国県支出金	△3	-	16	2	1	総務費県補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △3 (0のうち)
21	8	2	2	道路維持費	国県支出金	104,388	14	15	2	5	土木費国庫補助金	防災・安全交付金 15,388 臨時道路除雪事業費補助金 89,000
21	8	2	3	道路新設改良費	地方債	△4,200	16	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △4,200 (△15,400のうち)
21	8	2	4	防災対策事業費	地方債	△11,200	16	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △11,200 (△15,400のうち)
21	8	3	1	河川維持費	地方債	△100	16	22	1	6	土木債	緊急浚渫推進事業債 △100
21	8	4	1	都市計画総務費	国県支出金	△2,772	14	15	2	5	土木費国庫補助金	コンパクトシティ形成支援事業補助金 △2,772
21	8	5	3	住宅建設費	地方債	△200	16	22	1	6	土木債	公営住宅建設事業債 △200
21	9	1	1	常備消防費	その他	△328	15	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △328 (△71,384のうち)
21	9	1	2	非常備消防費	地方債	△1,100	16	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 △1,100 (△2,800のうち)
22	9	1	5	災害対策費	国県支出金	81	-	16	2	1	総務費県補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 81 (0のうち)
					地方債	△1,700	16	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 △1,700 (△2,800のうち)
22	10	1	3	教育センター費	国県支出金	△221	14	16	2	8	教育費県補助金	校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 △141
							15	16	3	4	教育費委託金	いのちの教育あったかエリア事業委託金 △80
22	10	1	5	教育助成費	国県支出金	△1,671	15	16	3	4	教育費委託金	秋田型部活動支援事業委託金 △1,671
22	10	2	1	学校管理費	国県支出金	△158	14	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 △158
					地方債	△6,300	16	22	1	8	教育債	学校教育施設等整備事業債 △6,300
22	10	2	3	教育振興費	国県支出金	△155	14	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △12 (△91のうち) 特別支援教育就学奨励費補助金 △143 (△271のうち)
23	10	3	1	学校管理費	地方債	△2,500	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △2,500 (△5,900のうち)
23	10	3	3	教育振興費	国県支出金	△152	14	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △67 (△91のうち) 特別支援教育就学奨励費補助金 △85 (△271のうち)
23	10	4	3	教育振興費	国県支出金	△55	14	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △12 (△91のうち) 特別支援教育就学奨励費補助金 △43 (△271のうち)
23	10	5	2	文化振興費	国県支出金	△1	-	16	2	1	総務費県補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △1 (0のうち)

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳				出			歳				入				
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内 容			
23	10	5	4	文化会館費	地方債	△3,000	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △2,700（△5,900のうち）			
							16	22	1	8	教育債	脱炭素化推進事業債 △300			
23	10	6	3	保健体育施設費	地方債	△900	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △500（△5,900のうち）			
							16	22	1	8	教育債	公共施設等適正管理推進事業債 △400			
							その他	△120	15	21	5	3	雑入	スポーツ振興くじ助成金 △120	
23	10	6	4	学校給食費	地方債	△200	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △200（△5,900のうち）			
23	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国県支出金	560,674	14	16	2	9	災害復旧費国県補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金 560,674			
					地方債	△447,200	17	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債 △447,200			
23	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	94,176	14	16	2	9	災害復旧費国県補助金	林業施設災害復旧費補助金 94,176			
					地方債	△101,500	17	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債 △101,500			
24	11	2	1	公共土木施設災害復旧費	国県支出金	△15,250	13	15	1	3	災害復旧費国庫負担金	公共土木施設災害復旧事業負担金 △19,819			
							14	15	2	8	災害復旧費国庫補助金	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 21,000			
							14	16	2	9	災害復旧費国県補助金	局所がけ崩れ対策事業補助金 △16,431（△11,722のうち）			
							地方債	△46,400	16	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 △16,400	
					17	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債 △30,000					
24	11	5	2	社会教育施設災害復旧費	地方債	△600	17	22	1	9	災害復旧事業債	社会教育施設災害復旧事業債 △600			
24	11	6	1	その他公共施設公用施設災害復旧費	地方債	△2,500	17	22	1	9	災害復旧事業債	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △2,500			

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号 令和 7 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和8年3月31日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第6号

令和7年度 北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ573,629千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決

北秋田市長 津谷 永光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		393,861	13,561	407,422
	1 後期高齢者医療保険料	393,861	13,561	407,422
歳入	合計	560,068	13,561	573,629

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		550,884	13,561	564,445
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	550,884	13,561	564,445
歳 出 合 計		560,068	13,561	573,629

令和7年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	393,861	13,561	407,422
歳入合計	560,068	13,561	573,629

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	550,884	13,561	564,445				13,561
歳出合計	560,068	13,561	573,629				13,561

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別徴収保険料	313,050	△18,544	294,506	1. 現年度分	△18,544	現年度分 △18,544
2. 普通徴収保険料	80,811	32,105	112,916	1. 現年度分	31,880	現年度分 31,880
				2. 滞納繰越分	225	滞納繰越分 225
計	393,861	13,561	407,422			
歳入合計	560,068	13,561	573,629			

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	550,884	13,561	564,445				13,561	18. 負担金、補助 及び交付金	13,561	後期高齢者医療広域連合納付金	13,561
計	550,884	13,561	564,445				13,561				
歳出合計	560,068	13,561	573,629				13,561				

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号 令和 7 年度北秋田市国民健康
保険合川診療所特別会計補正予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第5号）

令和8年3月31日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第7号

令和7年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第5号）

令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決

北秋田市長 津谷永光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		26,943	△170	26,773
	1 他会計繰入金	26,943	△170	26,773
6 県支出金		0	170	170
	1 県補助金	0	170	170
歳入合計		101,427	0	101,427

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		67,629	0	67,629
	1 施設管理費	67,629	0	67,629
歳出合計		101,427	0	101,427

令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	26,943	△170	26,773
6 県支出金	0	170	170
歳入合計	101,427	0	101,427

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	67,629	0	67,629	170		△170	
歳出合計	101,427	0	101,427	170		△170	

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	26,942	△170	26,772	1. 一般会計繰入金	△170	一般会計繰入金 △170
計	26,943	△170	26,773			

6 款 県支出金

1 項 県補助金

1. 医療施設等処遇改善・物価上昇支援金	0	170	170	1. 医療施設等処遇改善・物価上昇支援金	170	医療施設等処遇改善・物価上昇支援金 170
計	0	170	170			
歳入合計	101,427	0	101,427			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	67,629	0	67,629	170		△170				
計	67,629	0	67,629	170		△170				
歳出合計	101,427	0	101,427	170		△170				

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第6号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和8年4月16日提出

北秋田市長 津谷永光

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第6号）

令和8年3月31日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第8号

令和7年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第6号）

令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		382	170	552
	1 県 補 助 金	382	170	552
4 繰 入 金		137,921	△170	137,751
	1 他 会 計 繰 入 金	137,921	△170	137,751
歳 入 合 計		231,894	0	231,894

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		177,442	0	177,442
	1 施設管理費	177,442	0	177,442
歳出合計		231,894	0	231,894

令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	382	170	552
4 繰入金	137,921	△170	137,751
歳入合計	231,894	0	231,894

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	177,442	0	177,442	170		△170	
歳出合計	231,894	0	231,894	170		△170	

2 歳 入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 医療施設等処遇改善・物価上昇支援金	0	170	170	1. 医療施設等処遇改善・物価上昇支援金	170	医療施設等処遇改善・物価上昇支援金 170
計	382	170	552			

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	137,921	△170	137,751	1. 一般会計繰入金	△170	一般会計繰入金 △170
計	137,921	△170	137,751			
歳入合計	231,894	0	231,894			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	177,442	0	177,442	170		△170				
計	177,442	0	177,442	170		△170				
歳出合計	231,894	0	231,894	170		△170				

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号 令和 7 年度北秋田市立米内沢
診療所特別会計補正予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第5号）

令和8年3月31日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第9号

令和7年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第5号）

令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決

北秋田市長 津谷永光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		56,866	△170	56,696
	1 他会計繰入金	56,866	△170	56,696
5 県支出金		0	170	170
	1 県補助金	0	170	170
歳入合計		183,650	0	183,650

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		143,336	0	143,336
	1 施設管理費	143,336	0	143,336
歳出合計		183,650	0	183,650

令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	56,866	△170	56,696
5 県支出金	0	170	170
歳入合計	183,650	0	183,650

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	143,336	0	143,336	170		△170	
歳出合計	183,650	0	183,650	170		△170	

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	56,866	△170	56,696	1. 一般会計繰入金	△170	一般会計繰入金 △170
計	56,866	△170	56,696			

5 款 県支出金

1 項 県補助金

1. 医療施設等処遇改善・物価上昇支援金	0	170	170	1. 医療施設等処遇改善・物価上昇支援金	170	医療施設等処遇改善・物価上昇支援金 170
計	0	170	170			
歳入合計	183,650	0	183,650			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	143,336	0	143,336	170		△170				
計	143,336	0	143,336	170		△170				
歳出合計	183,650	0	183,650	170		△170				

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号 令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和8年度北秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和8年4月1日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 10 号

令和 8 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0, 1 2 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 7 1 4, 8 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 1 日 専決

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,612,690	1,040	2,613,730
	2 国庫補助金	1,152,947	1,040	1,153,987
19 繰入金		1,664,324	39,082	1,703,406
	2 基金繰入金	1,626,009	39,082	1,665,091
歳入合計		25,674,692	40,122	25,714,814

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,455,560	3,258	3,458,818
	1 総務管理費	3,083,089	3,258	3,086,347
3 民生費		6,576,209	3,440	6,579,649
	1 社会福祉費	4,031,646	2,400	4,034,046
	2 児童福祉費	1,977,939	1,040	1,978,979
4 衛生費		2,707,719	532	2,708,251
	2 衛生費	189,868	532	190,400
6 農林水産業費		1,224,592	1,067	1,225,659
	1 農業費	688,343	594	688,937
	2 林業費	535,099	473	535,572
8 土木費		3,281,669	25,293	3,306,962
	5 住宅費	332,107	25,293	357,400
10 教育費		2,361,748	6,532	2,368,280
	3 中学校費	406,100	1,329	407,429
	4 義務教育学校費	40,898	1,306	42,204
	5 社会教育費	573,538	466	574,004
	6 保健体育費	581,768	3,431	585,199
歳出合計		25,674,692	40,122	25,714,814

令和8年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,612,690	1,040	2,613,730
19 繰入金	1,664,324	39,082	1,703,406
歳入合計	25,674,692	40,122	25,714,814

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,455,560	3,258	3,458,818				3,258
3 民生費	6,576,209	3,440	6,579,649	1,040			2,400
4 衛生費	2,707,719	532	2,708,251				532
6 農林水産業費	1,224,592	1,067	1,225,659				1,067
8 土木費	3,281,669	25,293	3,306,962				25,293
10 教育費	2,361,748	6,532	2,368,280				6,532
歳出合計	25,674,692	40,122	25,714,814	1,040			39,082

2 歳 入
15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	469,556	1,040	470,596	2. 児童福祉費補助金	1,040	物価高対応子育て応援手当事業費補助金 1,040
計	1,152,947	1,040	1,153,987			

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,484,686	39,082	1,523,768	1. 財政調整基金繰入金	39,082	財政調整基金繰入金 39,082
計	1,626,009	39,082	1,665,091			
歳入合計	25,674,692	40,122	25,714,814			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6. 財産管理費	117,782	3,258	121,040				3,258	10. 需用費	3,258	修繕料	3,258
計	3,083,089	3,258	3,086,347				3,258				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3. 障害者福祉費	1,394,687	2,400	1,397,087				2,400	10. 需用費	2,400	修繕料	2,400
計	4,031,646	2,400	4,034,046				2,400				

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2. 児童措置費	1,282,773	1,040	1,283,813	1,040				3. 職員手当等	227	時間外勤務手当	227
								11. 役務費	13	通信運搬費 手数料	6 7
								19. 扶助費	800	扶助費	800
計	1,977,939	1,040	1,978,979	1,040							

4 款 衛生費

2 項 衛生費

3. 墓園管理費	3,517	532	4,049				532	10. 需用費	532	修繕料	532
計	189,868	532	190,400				532				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

4. 農業振興施設運営費	9,901	594	10,495				594	10. 需用費	594	修繕料	594
計	688,343	594	688,937				594				

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

4. 林業施設管理費	6,335	473	6,808				473	14. 工事請負費	473	工事請負費	473
計	535,099	473	535,572				473				

8款 土木費

5項 住宅費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 住宅管理費	29,669	25,293	54,962				25,293	10. 需用費	25,293	修繕料	25,293
計	332,107	25,293	357,400				25,293				

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	21,410	1,329	22,739				1,329	10. 需用費	1,329	修繕料	1,329
計	406,100	1,329	407,429				1,329				

10款 教育費

4項 義務教育学校費

1. 学校管理費	5,134	1,306	6,440				1,306	10. 需用費	1,306	修繕料	1,306
計	40,898	1,306	42,204				1,306				

10款 教育費

5項 社会教育費

3. 公民館費	146,936	230	147,166				230	10. 需用費	230	修繕料	230
4. 文化会館費	99,319	236	99,555				236	10. 需用費	236	修繕料	236
計	573,538	466	574,004				466				

10款 教育費

6項 保健体育費

3. 保健体育施設費	82,815	2,397	85,212				2,397	10. 需用費	1,694	修繕料	1,694
								14. 工事請負費	703	工事請負費	703
4. 学校給食費	377,759	1,034	378,793				1,034	10. 需用費	1,034	修繕料	1,034
計	581,768	3,431	585,199				3,431				
歳出合計	25,674,692	40,122	25,714,814	1,040			39,082				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(346) 457	517,368	1,789,670	1,280,317	3,587,355	866,249	4,453,604	常勤職員 425人
補正前	(346) 457	517,368	1,789,670	1,280,090	3,587,128	866,249	4,453,377	
比 較	(0) 0	0	0	227	227	0	227	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	本 年 度	52,392	871	21,818	31,976	9,888	99,111	300	2,180	8,200
	前 年 度	52,392	871	21,818	31,976	9,888	98,884	300	2,180	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	227	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
本 年 度	22,998	57,900	489,965	410,395	31,163	41,160	0			
前 年 度	22,998	57,900	489,965	410,395	31,163	41,160	0			
比 較	0	0	0	0	0	0	0			

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(17) 425	0	1,705,412	1,084,987	2,790,399	803,742	3,594,141	
補正前	(17) 425	0	1,705,412	1,084,760	2,790,172	803,742	3,593,914	
比 較	(0) 0	0	0	227	227	0	227	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	本 年 度	52,392	871	21,818	30,637	9,888	85,061	22	2,180	8,200
	前 年 度	52,392	871	21,818	30,637	9,888	84,834	22	2,180	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	227	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	本 年 度	22,998	57,900	393,336	329,031	31,163	39,490	0		
	前 年 度	22,998	57,900	393,336	329,031	31,163	39,490	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(329) 32	517,368	84,258	195,330	796,956	62,507	859,463	
補 正 前	(329) 32	517,368	84,258	195,330	796,956	62,507	859,463	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	本 年 度	0	0	0	1,339	0	14,050	278	0	0
	前 年 度	0	0	0	1,339	0	14,050	278	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当	管理職手当	期末手当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当		
	本 年 度	0	0	96,629	81,364	0	1,670	0		
	前 年 度	0	0	96,629	81,364	0	1,670	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増減分	0			
		その他の増減分	0	退職者分	0	
				採用者分	0	
会計異動その他	0					
会計年度任用職員分	0					
職員手当等	227	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	227	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	227	
会計年度任用職員分	0					

令和8年度 北秋田市一般会計補正予算（第1号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
9	3	2	2	児童措置費	国県支出金	1,040	8	15	2	2	民生費国庫補助金	物価高対応子育て応援手当事業費補助金 1,040

○ 豪雪の影響等により被災した市有施設の復旧を行うもの。

総事業費 39,082 千円

【2款1項6目】 財産管理費

1. 対象施設等：本庁舎 エアコン室外機・機械室屋根、宮前町庁舎 エアコン室外機
2. 補正予算額：修繕料 3,258 千円

【3款1項3目】 障害者福祉費

1. 対象施設等：もろびこども園 軒先
2. 補正予算額：修繕料 2,400 千円

【4款2項3目】 墓園管理費

1. 対象施設等：石ノ巻岱墓園管理棟 屋根
2. 補正予算額：修繕料 532 千円

【6款1項4目】 農業振興施設運営費

1. 対象施設等：農産物等直売所 エアコン室外機、アンテナ、外壁
2. 補正予算額：修繕料 594 千円

【6款2項4目】 林業施設管理費

1. 対象施設等：合川翠雲公園内 プレハブ物置
2. 補正予算額：工事請負費 473 千円

【8款5項2目】 住宅管理費

1. 対象施設等：南鷹巣団地 軒・破風、林岱団地 軒、松ヶ丘団地 軒、陣場岱団地 軒
2. 補正予算額：修繕料 25,293 千円

【10款3項1目】 学校管理費

1. 対象施設等：鷹巣中学校
第一体育館窓ガラス、第二体育館軒天・外壁・窓ガラス、
渡り廊下窓ガラス
2. 補正予算額：修繕料 1,329 千円

【10款4項1目】 学校管理費

1. 対象施設等：義務教育学校阿仁学園 屋根融雪ケーブルヒーター
2. 補正予算額：修繕料 1,306千円

【10款5項3目】 公民館費

1. 対象施設等：七座公民館 外壁・窓ガラス
2. 補正予算額：修繕料 230千円

【10款5項4目】 文化会館費

1. 対象施設等：交流センター 天窓ガラス
2. 補正予算額：修繕料 236千円

【10款6項3目】 保健体育施設費

1. 対象施設等：市民プール 自動ドア、森吉農村広場 東屋
2. 補正予算額：修繕料 1,694千円
工事請負費 703千円

【10款6項4目】 学校給食費

1. 対象施設等：北部給食センター エアコン室外機
2. 補正予算額：修繕料 1,034千円

○ 物価高対応子育て応援手当支給事業

【3款2項2目】 児童措置費

1. 概要

令和7年度に国の補正予算で措置された物価高対応子育て応援手当について、申請時期の関係から令和7年3月までに支給できなかった方に対応するもの。

2. 補正予算額

職員手当等（時間外勤務手当）	227千円
役務費（通信運搬費）	6千円
役務費（手数料）	7千円
<u>扶助費</u>	<u>800千円</u>
計	1,040千円

議案第 53 号

令和 8 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 8, 1 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 9 2 2, 9 7 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 4 月 16 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,569,356	178,250	1,747,606
	2 県 補 助 金	726,877	178,250	905,127
19 繰 入 金		1,703,406	29,113	1,732,519
	2 基 金 繰 入 金	1,665,091	29,113	1,694,204
22 市 債		2,257,400	800	2,258,200
	1 市 債	2,257,400	800	2,258,200
歳 入 合 計		25,714,814	208,163	25,922,977

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		1,225,659	56,230	1,281,889
	1 農 業 費	688,937	56,230	745,167
10 教 育 費		2,368,280	1,133	2,369,413
	6 保 健 体 育 費	585,199	1,133	586,332
11 災 害 復 旧 費		364,397	150,800	515,197
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	131,077	150,800	281,877
歳 出 合 計		25,714,814	208,163	25,922,977

第 2 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林業施設災害復旧事業	千円 19,200	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 20,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和8年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金	1,569,356	178,250	1,747,606
19 繰 入 金	1,703,406	29,113	1,732,519
22 市 債	2,257,400	800	2,258,200
歳 入 合 計	25,714,814	208,163	25,922,977

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 農 林 水 産 業 費	1,225,659	56,230	1,281,889	28,507			27,723
10 教 育 費	2,368,280	1,133	2,369,413				1,133
11 災 害 復 旧 費	364,397	150,800	515,197	149,743	800		257
歳 出 合 計	25,714,814	208,163	25,922,977	178,250	800		29,113

2 歳 入

16款 県支出金

2項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業費県補助金	310,573	28,507	339,080	1. 農業費補助金	28,507	雪害対策緊急支援事業費補助金 28,507
9. 災害復旧費県補助金	113,502	149,743	263,245	2. 農林水産業施設災害復旧費補助金	149,743	林業施設災害復旧費補助金 149,743
計	726,877	178,250	905,127			

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,523,768	29,113	1,552,881	1. 財政調整基金繰入金	29,113	財政調整基金繰入金 29,113
計	1,665,091	29,113	1,694,204			

22款 市債

1項 市債

9. 災害復旧事業債	71,600	800	72,400	2. 林業施設災害復旧事業債	800	林業施設災害復旧事業債 800
計	2,257,400	800	2,258,200			
歳入合計	25,714,814	208,163	25,922,977			

3 歳 出
6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 農業振興費	79,148	56,230	135,378	28,507			27,723	10. 需用費	60	消耗品費	60
								11. 役務費	18	通信運搬費	18
								18. 負担金、補助及び交付金	56,152	雪害対策緊急支援事業費補助金	56,152
計	688,937	56,230	745,167	28,507			27,723				

10 款 教育費

6 項 保健体育費

2. 体育館費	67,972	1,133	69,105				1,133	21. 補償、補填及び賠償金	1,133	賠償金	1,133
計	585,199	1,133	586,332				1,133				

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

2. 林業施設災害復旧費	122,671	150,800	273,471	149,743	800		257	14. 工事請負費	150,800	工事請負費	150,800
計	131,077	150,800	281,877	149,743	800		257				
歳出合計	25,714,814	208,163	25,922,977	178,250	800		29,113				

令和8年度 北秋田市一般会計補正予算（第2号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
8	6	1	3	農業振興費	国県支出金	28,507	7	16	2	4	農林水産業費県補助金	雪害対策緊急支援事業費補助金 28,507
8	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	149,743	7	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金 149,713
					地方債	800						

【6款1項3目】 農業振興費（雪害対策緊急支援事業）

1. 概要

令和7年12月からの大雪により被害を受けた樹園地等のさらなる被害拡大の防止や生産体制の早期再建を図るため、融雪剤の散布や樹園地・農業生産施設の復旧等を県と協調して支援を行い、農家負担の軽減と農業経営の再建を図るもの。

2. 補正予算額

需用費（消耗品費）	60千円
役務費（通信運搬費）	18千円
負担金、補助及び交付金	56,152千円
雪害対策緊急支援事業費補助金	
内訳（1）樹園地復旧支援	1,724千円
①補植・改植	
②樹体補修等	
（2）施設等復旧支援	54,428千円
①水稻育苗用被覆パイプハウス	
②園芸用被覆パイプハウス	
③比内地鶏用パイプハウス	
計	56,230千円

【10款6項2目】 体育館費

1. 概要

鷹巣体育館屋根からの落雪事故について、被害額を賠償するもの。

2. 補正予算額

賠償、補填及び賠償金	1,133千円
------------	---------

【11款1項2目】 林業施設災害復旧費

1. 概要

令和6年7月24日～26日発生梅雨前線豪雨により被災した林道について、繰越事業として復旧に取り組んだが、複数回の入札不調が影響し工期を確保できなくなったことから、新たに予算を確保し施設の復旧工事を行うもの。

2. 被害箇所

林道施設 3箇所

3. 補正予算額

工事請負費	150,800千円
-------	-----------

議案第 54 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

北秋田市鷹巣体育館屋根からの落雪事故について、相手方と和解をし、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

- 1 賠償の相手方 別紙 損害賠償額内訳書のとおり
- 2 賠償の金額 賠償金は、1,133,000 円とする。

令和 8 年 4 月 16 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市鷹巣体育館屋根からの落雪事故について、相手方と和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び同項第 13 号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

別紙

損害賠償内訳書

1. 相手方建物損害 (円)

北秋田市鷹巣字北中家下 13 番地 1 株式会社成田施設 代表取締役 成 田 正 雪	1,133,000
--	-----------

事故の状況

令和 8 年 1 月 24 日から 1 月 25 日までの間に、北秋田市鷹巣体育館の屋根から落雪があり、隣接する株式会社成田施設の壁を破損したことにより 1,133,000 円の損害を与えたものである。

